

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（D）アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド <u>一般式が ROOH（アルコールペルオキシド）及び ROOR¹（エーテルペルオキシド）の化合物であり、R 及び R¹は有機基を示す。</u> <u>例としては、エチルヒドロペルオキシド及びジエチルペルオキシドがある。</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>（C）プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 これらの物質はアラキドン酸の誘導体である。 (1) プロスタグランジン （省 略） (a) 及び (b) （省 略） (c) チルスプロスト (INN) : プロスタグランジンの構造類似物で、</p>	<p>29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（D）アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド <u>一般式が ROOH（アルコールペルオキシド）、ROOR¹（エーテルペルオキシド）及び ROOR²OR¹（ケトンペルオキシド）の化合物である。R、R¹及び R²は有機基を示し、R と R¹は同じ場合と異なる場合がある。</u> <u>例としては、エチルヒドロペルオキシド、ジエチルペルオキシド及び 1,1-ジ(ターシャリ-ブチルペルオキシ)シクロヘキサンがある。</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>29.37 ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>（C）プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物 これらの物質はアラキドン酸の誘導体である。 (1) プロスタグランジン （同 左） (a) 及び (b) （同 左） (c) チルスプロスト (INN) : プロスタグランジンの構造類似物で、</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>酸素原子及び炭素原子 1 つが、窒素原子及び硫黄原子で置換され、環が閉じている。<u>合成によって得られた</u>プロスタグランジン及び<u>プロス</u>タグランジン受容体作用剤を含む。</p> <p>（省 略）</p> <p>29.39 アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>（省 略）</p> <p>（IJ）他のアルカロイド（植物由来でないもの）</p> <p>（省 略）</p> <p>（1）及び（2）（省 略）</p> <p>（3）昆虫アルカロイド：コッシネリン（Coccinelline）（別名：サブコシネラ 7 - プンクタータ（Subcoccinella 7-punctata））（ナナホシテントウ）、2 - イソプロピル - 3 - メトキシピラジン（ナミテントウ（Harmonia axyridis））、ダナイドン（danaidone）（アフリカカバマダラのフェロモン）、グロメリン（glomerine）（ヨーロッパヤスデ）、エピラクネン（epilachnene）（インゲンテントウ）、ポリアザマクロライド（polyazamacrolide）（別名：サブコシネラ 24 - プンクタータ（subcoccinella 24-punctata））（24-spotted ladybird）</p> <p>（省 略）</p>	<p>酸素原子及び炭素原子 1 つが、窒素原子及び硫黄原子で置換され、環が閉じている。</p> <p>（同 左）</p> <p>29.39 アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体</p> <p>（同 左）</p> <p>（IJ）他のアルカロイド（植物由来でないもの）</p> <p>（同 左）</p> <p>（1）及び（2）（同 左）</p> <p>（3）昆虫アルカロイド：コッシネリン（Coccinelline）（テントウムシ）、2 - イソプロピル - 3 - メトキシピラジン、ダナイドン（danaidone）（アフリカカバマダラのフェロモン）、グロメリン（glomerine）（ヨーロッパヤスデ）、エピラクネン（epilachnene）（インゲンテントウ、アザマクロライド）、サブコシネラ 24 - プンクタータ（subcoccinella 24-punctata）（テントウムシ）</p> <p>（同 左）</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前				
関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式					関税率表解説第 29 類のある物品の化学構造式				
項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式		項	パラグラフ	関税率表解説の記載	化学構造式	
(同 左)					(同 左)				
29.20		非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.20		非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	(A)	(省 略)				(A)	(同 左)		
	(B)	亜りん酸エステル及びその塩				(B)	亜りん酸エステル及びその塩		
		亜りん酸ジメチル	$\text{CH}_3\text{O}-\overset{\text{O}}{\underset{\text{H}}{\text{P}}}-\text{OCH}_3$				亜りん酸ジメチル	$\text{CH}_3\text{O}-\overset{\text{O}}{\underset{\text{H}}{\text{P}}}-\text{OCH}_3$	
(省 略)					(同 左)				
29.30		有機硫黄化合物	炭素 - 硫黄結合を有する化合物		29.30		有機硫黄化合物	Compounds with C-S bond	
(省 略)					(同 左)				
29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物			29.31		その他のオルガノインオルガニック化合物		
	(3)	有機りん化合物	炭素 - りん結合を有する化合物			(3)	その他の有機りん誘導体		

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後					改正前					
				メチルホスホン酸ジ メチル				メチルホスホン酸ジ メチル		
	(4)			有機けい素化合物	炭素 - けい素結合を有する化合物			Compounds with C-Si bond		
(省 略)										
29.39				アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体				アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体		
	(A) ~ (G)		(省 略)					(A) ~ (G)	(同 左)	
				その他のアルカロイド（植物由来でないもの）		(新規)				
	(IJ)			非植物由来アルカロイド：ビリジカチン（菌類）、ヒストリオニコトキシン（動物）、コッシネリン（虫）、バラシン（海棲（せい））及びプロシアニン（細菌）				非植物由来アルカロイド：ビリジカチン（菌類）、ヒストリオニコトキシン（動物）、コッシネリン（虫）、バラシン（海棲（せい））及びプロシアニン（細菌）		
(省 略)										
(省 略)										
(同 左)										
(同 左)										

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 39 類 プラスチック及びその製品	
（省 略）	（同 左）
総 説	総 説
（省 略）	（同 左）
号の解説 号注 1	号の解説 号注 1
（省 略）	（同 左）
重合体（共重合体を含む）及び化学的に変性させた重合体の分類	
（省 略）	（同 左）
（A）（同 左）	（A）（同 左）
（B）一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合の分類 (1)号注 1 (b) (1)は、一連の号注に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該重合体を構成するいずれの共重合体ユニットをも重量を上回る単量体ユニットの重合体が属する号に重合体を分類することを示している。この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、その重量を合計する。 これは、この類の注 4 で重合体の項のレベルでの分類に対して示した分類方法と同様である。 一の単量体ユニットについての最大重量の概念は、重合体が考慮される一連の号中に該当しない単量体ユニットを含有する場合を除き適用する。このような場合では、考慮される一連の号の重合体に関係する単量体ユニットのみを比較する。 したがって、例えば、尿素及びフェノールのホルムアルヒデドとの	（B）一連の号中に「その他のもの」を定める号がない場合の分類 (1)号注 1 (b) (1)は、一連の号注に「その他のもの」を定める号がない場合には、当該重合体を構成するいずれの共重合体ユニットをも重量を上回る単量体ユニットの重合体が属する号に重合体を分類することを示している。この場合において、同じ号に属する重合体を構成する単量体ユニットは、その重量を合計する。 これは、この類の注 4 で重合体の項のレベルでの分類に対して示した分類方法と同様である。 一の単量体ユニットについての最大重量の概念は、重合体が考慮される一連の号中に該当しない単量体ユニットを含有する場合を除き適用する。このような場合では、考慮される一連の号の重合体に関係する単量体ユニットのみを比較する。 したがって、例えば、尿素及びフェノールのホルムアルヒデドとの

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>共重縮合物（重合体は 39.09 項に分類される。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないので、尿素単量体ユニットがフェノール単量体ユニットより多いならば 3909.10 号に、フェノール単量体ユニットのほうが多いときは 3909.40 号に分類する。</p> <p>号注 1 の (a) (1) での接頭語「ポリ」を持つ重合体の定義は、この範疇に入る号には適用しないことを忘れてはならない。</p> <p>したがって、例えば、ポリカーボネートとポリエチレンテレフタレートの両者の単量体ユニットから構成される重合体は、一連の号に「その他のもの」を定める号がないので、ポリカーボネートが多いときは 3907.40 号に、ポリエチレンテレフタレートが多いときは <u>3907.61</u> 号又は 3907.69 号に分類される。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>共重縮合物（重合体は 39.09 項に分類される。）は、一連の号中に「その他のもの」を定める号が存在しないので、尿素単量体ユニットがフェノール単量体ユニットより多いならば 3909.10 号に、フェノール単量体ユニットのほうが多いときは 3909.40 号に分類する。</p> <p>号注 1 の (a) (1) での接頭語「ポリ」を持つ重合体の定義は、この範疇に入る号には適用しないことを忘れてはならない。</p> <p>したがって、例えば、ポリカーボネートとポリエチレンテレフタレートの両者の単量体ユニットから構成される重合体は、一連の号に「その他のもの」を定める号がないので、ポリカーボネートが多いときは 3907.40 号に、ポリエチレンテレフタレートが多いときは <u>3907.60</u> 号に分類される。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル及びこけら板を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>号の解説 <u>4418.74</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>号の解説 <u>4418.71</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (同 左) (e) 第 85 類注 5 (b) で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）(85.23)</p>	<p>49.11 その他の印刷物（印刷した絵画及び写真を含む。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a) ~ (d) (同 左) (e) 第 85 類注 4 (b) で規定する印刷した「スマートカード」（プロキシミティカード又はタグを含む。）(85.23)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省略)	(同左)
<p>84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>この項には、<u>前二項</u>又はこの表の他の項に該当しないすべての事務用機器を含む。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装機、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機）</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>この項には、<u>前三項</u>又はこの表の他の項に該当しないすべての事務用機器を含む。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>
<p>84.87 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>したがって、この項の物品は、一般に機械の部分品として認められるものではあるが、特定の機械の部分品とは認められないものである。これらの条件に基づき、この項には、自動式でない潤滑油用ポット、グリース供給用ニップル、手回しホイール、レバー、握り、安全覆い、ベースプレート及びオイルシールリングを含む。<u>オイルシールリングは、一般に横断面が円形でごく単純な構造であり（例えば、フレキシブルゴムリング及び金属補強材を加硫により接合したもの）、可動部分を有さない。</u>オイルシールリングは、接合面をシールすることにより、オイル又はガスの漏れ、ほこり等の侵入を防ぐために、多くの機器において使用される。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>84.87 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p> <p>したがって、この項の物品は、一般に機械の部分品として認められるものではあるが、特定の機械の部分品とは認められないものである。これらの条件に基づき、この項には、自動式でない潤滑油用ポット、グリース供給用ニップル、手回しホイール、レバー、握り、安全覆い、ベースプレート及びオイルシールリングを含む。</p> <p style="text-align: center;">(同左)</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
85.42 集積回路 (省略) () マルチコンポーネント集積回路 (MCO) これらは、この類の注 9 (b) () に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。 マルチコンポーネント集積回路 (MCO) は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは第 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。 この類の注 9 (b) () の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ (contain) ものを含む。 全ての分離 (交換可能な) ユニットで、 <u>85.04 項、85.32 項、85.33 項</u> 若しくは 85.41 項に属さないもの又はシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースレゾネーター、シリコンベースオシレーター若しくはこれらを組み合わせたものの定義に該当しないものは、MCO の定義に含まれない (例えば、トランスフォーマー (85.04)、磁石 (85.05))。	85.42 集積回路 (同左) () マルチコンポーネント集積回路 (MCO) これらは、この類の注 9 (b) () に規定する回路及び素子を組み合わせたものである。 マルチコンポーネント集積回路 (MCO) は、一以上のモノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路又はマルチチップ集積回路と、シリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースオシレーター、シリコンベースレゾネーター及びこれらを組み合わせたもの、85.32 項、85.33 項、85.41 項に属する物品若しくは第 85.04 項に属するインダクターの機能を有する一以上のコンポーネントを結合した回路である。 この類の注 9 (b) () の条件に合致する限り、MCO に MCO を組み込んだ (contain) ものを含む。 全ての分離 (交換可能な) ユニットで、 <u>85.32 項、85.33 項、85.04 項</u> 若しくは 85.41 項に属さないもの又はシリコンベースセンサー、シリコンベースアクチュエーター、シリコンベースレゾネーター、シリコンベースオシレーター若しくはこれらを組み合わせたものの定義に該当しないものは、MCO の定義に含まれない (例えば、トランスフォーマー (85.04)、磁石 (85.05))。
(省略)	(同左)
87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。） (省略)	87.01 トラクター（第 87.09 項のトラクターを除く。） (同左)
号の解説 8701.20	号の解説 8701.20

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック (articulated lorries)」、「トラクタ・トレーラー (tractor-trailers)」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載にした状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。</p> <p>セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、この号には含まない（通常 <u>8701.91</u> 号から <u>8701.95</u> 号まで）。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>この号において「道路走行用トラクター」とは、セミトレーラーを長距離けん引するよう設計された車両をいう。道路走行用トラクターとセミトレーラーは、例えば、「トレーラートラック (articulated lorries)」、「トラクタ・トレーラー (tractor-trailers)」等の様々な名称で知られる連結車両を形成する。これらの車両は、通常ディーゼルエンジンを有し、トレーラーを満載にした状態で、道路網（大通りや高速道路を含む一般道路）を、都市部での走行速度を超える速度で走行できる。このような車両は、運転手及び乗員用の閉じた運転室（睡眠設備を有することもある。）、ヘッドランプ及び国内的に承認された寸法を有し、異なる機能を有するセミトレーラーをすばやく付け替えられるよう、通常、第五輪を装備する。</p> <p>セミトレーラーを短距離けん引する類似の車両は、この号には含まない（通常 <u>8701.90</u> 号）。</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p><u>8701.91</u> から <u>8701.95</u> まで</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p><u>8701.90</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 94.02 項のものを除く。）及びその部分品</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>部 分 品</p> <p>この項には、背もたれ、座部、ひじ掛け（わら又はとうによりアップホルスターにしたもの、詰物をしたもの又はスプリング付きのものであるかないかを問わない。）、腰掛けに恒久的に取り付けられる座面又は背もたれのバー及び腰掛けのアップホルスター用に組み立てたらせん状のばねのように、いすその他の腰掛けの部分品として認められる物品を含む。</p> <p>単独で提示するクッション及びマットレス（スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）は、たとえアップホルスターの腰掛け（例えば、背付き長いす、寝いす及びソファー）の部分品として明らかに特定化したものであっても、この項には属しない（94.04）。ただし、これらの物品が腰掛けの他の部分品と</p>	<p>部 分 品</p> <p>この項には、背もたれ、座部、ひじ掛け及び腰掛けのアップホルスター用に組み立てたらせん状のばねのように、いすその他の腰掛け（わら又はとうによりアップホルスターにしたもの、詰物をしたもの又はスプリング付きのものであるかないかを問わない。）の部分品として認められる物品を含む。</p> <p>单独で提示するクッション及びマットレス（スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）は、たとえアップホルスターの腰掛け（例えば、背付き長いす、寝いす及びソファー）の部分品として明らかに特定化したものであっても、この項には属しない（94.04）。ただし、これらの物品が腰掛けの他の部分品と</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>項には属しない（94.04）。ただし、これらの物品が腰掛けの他の部分品と結合している場合には、この項に属する。また、これらの物品は、それが部分を構成する腰掛けとともに提示する場合には、この項に属する。</p> <p>（省 略）</p>	<p>結合している場合には、この項に属する。また、これらの物品は、それが部分を構成する腰掛けとともに提示する場合には、この項に属する。</p> <p>（同 左）</p>